

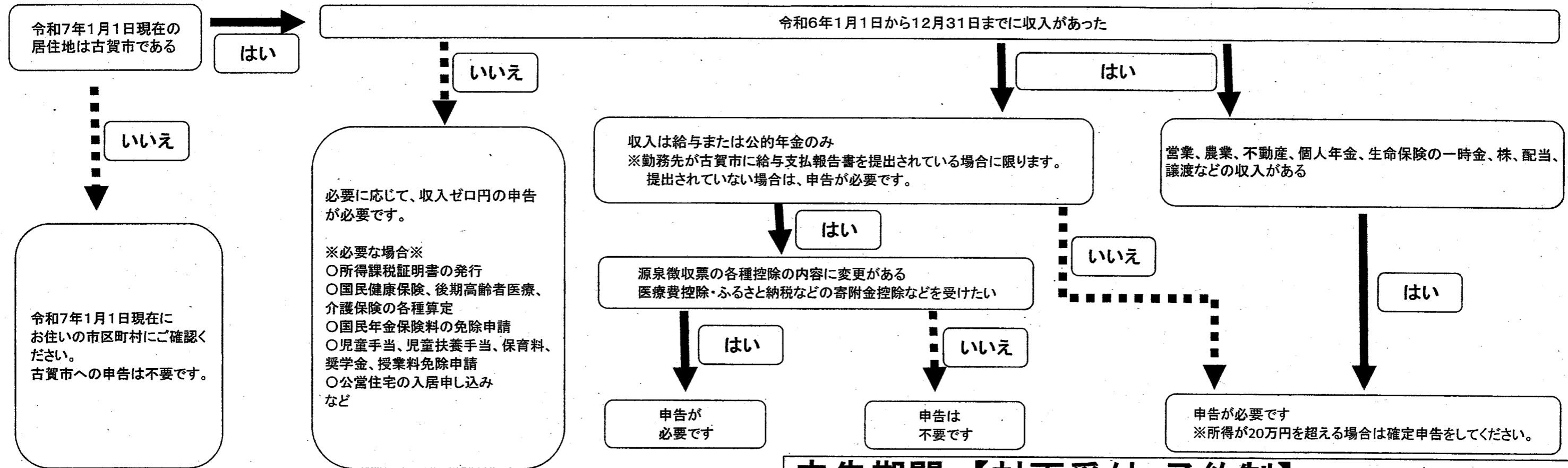
令和7年度（令和6年1月～12月分）市民税・県民税申告の手引き

申告は、市民の暮らしを支えていく大切な財源となる市民税・県民税の適正な課税を行うための手続きです。申告書を提出されないと、適正・公平な課税ができないだけでなく、次のような行政サービスに支障をきたすことがありますので、必ず期限内に申告してください。

○所得課税証明書の発行 ○国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各種算定 ○国民年金保険料の免除申請 ○児童手当、児童扶養手当、保育料、奨学金、授業料免除申請 ○公営住宅の入居申し込み など

市民税・県民税の申告が必要か確認

税務署に確定申告書を提出する人は、市民税・県民税の申告は不要です。



申告当日に必要な書類等(ないと申告できません)

- 収入がわかるもの
 - ・給与、年金(企業年金も含む)等の源泉徴収票
 - ・不動産所得、農業所得、営業所得を有する方は収支内訳書
- 控除がわかるもの
 - ・生命保険料等控除証明書 ・社会保険料控除証明書
 - ・ふるさと納税などの寄附金がある方は寄附金の領収書
 - ・医療費控除がある方は「医療費の明細書」
 - ・本人、被扶養者の障害者手帳など
- その他
 - ・申告者本人および被扶養者のマイナンバーがわかるもの
 - ・本人確認ができるもの(運転免許証など)

申告期間【対面受付・予約制】

2月13日(木)～3月11日(火)

○農業、事業、不動産所得がある人は

2月17日(月)～3月11日(火)

※土・日・2月24日(月・振)の受付はありません

申告会場 古賀市役所 第2庁舎 5階

受付時間 午前9時～12時 午後1時～4時

○収入がある方は裏面「申告書の書き方」を参考にして、必要事項を記入のうえ申告書をご提出ください。

○仕事や病気などで来庁できない方は、申告書を記入し添付資料を同封のうえ郵送してください。

申告書の書き方

この申告書の書き方をご参照の上、「令和7年度（1月1日から12月31日まで）」の内容についてご記入ください。

申告は書類の整理をして、自分で記入しましょう。

控除の種類と記入

別紙『令和7年度（令和6年分）所得控除額比較表』にて、必ず対象となるか確認し記入しましょう。

社会保険料控除	令和6年中にあなたが支払った国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他（社会保険料や任意継続保険料）などの種類と金額を記入
生命保険料控除	令和6年中にあなたが支払った一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の金額を記入
損害保険料控除	令和6年中にあなたが支払った地震保険料・旧長期損害保険料の金額を記入
ひとり親	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などで、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下 ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる ※他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされる方は除く ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
寡婦	上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下 ②以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明の方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
勤労学生控除	学校に在籍する給与所得等を有する方のうち、合計所得金額が75万円以下で、かつ労働に基づかない所得が10万円以下の場合（学校の証明書が必要）
障害者	あなたや控除対象配偶者や扶養親族が身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳2級以下、療育手帳Bが交付されている場合など（障害者手帳などの提示が必要）
特別障害者	あなたや控除対象配偶者や扶養親族が身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aが交付されている場合など（障害者手帳などの提示が必要）
配偶者控除	配偶者控除・配偶者特別控除については「令和7年度（令和6年分）所得控除額比較表」をご参照ください。
配偶者特別控除	扶養親族のうち、平成21年1月1日以前に生まれ、令和6年中の合計所得が48万円以下の場合（特定 平成14年1月2日～平成18年1月1日生）（老人 昭和30年1月1日以前の生）同居老親（老人扶養のうち自己又は配偶者の直系尊属で同居している方）
扶養控除	令和6年中に住宅、家財道具などに、火災、盗難の損失が一定の金額以上ある場合、損害の原因など記入
医療費控除	令和6年中にあなたが支払った、自分自身や家族のための医療費が一定の金額以上ある場合、支払金額と保険などで補てんされる金額を記入（※明細書を別紙作成すること）
基礎控除	令和6年中の合計所得金額が、2,400万円以下の方は43万円、2,400万円超2,450万円以下の方は29万円、2,450万円超2,500万円以下の方は15万円 を記入します。

令和7年度（令和6年分） 市民税・県民税 申告書

整理番号	
業種又は職業	
電話番号	
提出年月日	令和6年 月 日
氏名	占賀市長 様
生年月日	昭和 年 月 日
配偶者の氏名	
提出の理由	申告書
提出した金額の種類	
収入金額	
所得金額	
所得から差し引かれる金額	
雑損控除	
医療費控除	
基礎控除	

収入金額の記入

- 【事業所得（営業等所得・農業所得など）がある場合】
収支内訳書（一般用または農業所得用）または裏面7（事業・不動産に関する事項）に記入後、収入金額を転記してください。
- 【不動産所得がある場合】
収支内訳書（不動産所得用）または裏面7（事業・不動産に関する事項）に記入後、収入金額を転記してください。
- 【配当所得がある場合】
法人から受ける剰余金の配当や投資信託などの収益の分配等がある場合は裏面8（配当所得に関する事項）に記入後、収入金額を転記してください。
- 【利子所得がある場合】
日本国外等の貯金利子などがある場合は利子額を記入してください。
- 【給与所得がある場合】
源泉徴収票のない人または源泉徴収していない事業所などに勤務している人は、雇用主の給与支払明細書等から収入金額を裏面6（給与所得の内訳）に記入後、その合計額を転記してください。
- 【公的年金がある場合】
源泉徴収票から収入金額を転記してください。
- 【雑所得がある場合】
裏面9（雑所得（公的年金以外）に関する事項）に記入後、収入金額を転記してください。
- 【一時所得がある場合】
裏面10（総合譲渡・一時所得の所得に関する事項）の欄に記入後、収入金額を転記してください。
- 【総合譲渡所得がある場合】
裏面10（総合譲渡・一時所得の所得に関する事項）に記入後、収入金額を転記してください。

所得金額の記入

所得金額とは
「収入金額」－「収入から差し引かれる金額（必要経費）」
* 給与所得の方：源泉徴収票「給与所得控除後の金額」
* 公的年金受給者の方：別紙記載の「公的年金等所得速算表」により算出した額
* その他の所得の方：それぞれの収支内訳書や申告書裏面から算出した所得額

所得金額から差し引かれる金額の記入

「令和7年度（令和6年分）所得控除額比較表」の住民税（市民税・県民税）の控除額を記入してください。
※医療費控除において、セルフメディケーション税制の適用を受ける方は、医療費控除の区分欄に「1」と記入してください。

税額から差し引かれる金額の記入

寄附金に関しては申告書裏面の15に記入してください。

所得の種類

営業等	事業をしている場合生ずる所得
農業	農業から生じる所得
不動産	地代、家賃、権利金など
利子	公社、社債、貯金の利子など
配当	株式や出資の配当など
給与	給与、俸給、歳費など
雑	生命保険契約による年金、講演料、原稿料など
総合譲渡	機械やゴルフ会員権などの資産譲渡から生ずる所得
一時	生命保険契約の満期返戻金、賞金や懸賞当選金など